

わたしは ダメサレナイ!!

第6話 社債取引詐欺

●監修 樋山 昌子 (ひやま・まさこ)

東京都消費生活総合センター／消費生活専門相談員

このコーナーで紹介するマンガは、実際に起きた詐欺事件をもとに、その「だましのシーン」を再現したものです。なぜだまされてしまうのか?ここで再現する巧みな話術に、その秘密が隠されています。「私だけは大丈夫!」なんて甘く考えてはいませんか?実はそう考える人こそ被害に遭いやすいのです。



社債取引詐欺とは?

昨秋から今春にかけて株価の大幅下落を経験し、満期まで持てば安定的な収益が得やすい社債にスポットが当たりはじめています。

最近この社債をめぐる詐欺事件が増えています。

例えば世の中の関心が高い社会貢献への支援を行う非営利活動法人(NPO)などと騙って社債を販売するケースや、元本保証、高利回りに加え、会社の将来性をアピールしながら株式への転換が可能であることを謳い文句に実体のない会社の社債を販売するケースなど、そのバリエーションはさまざまです。

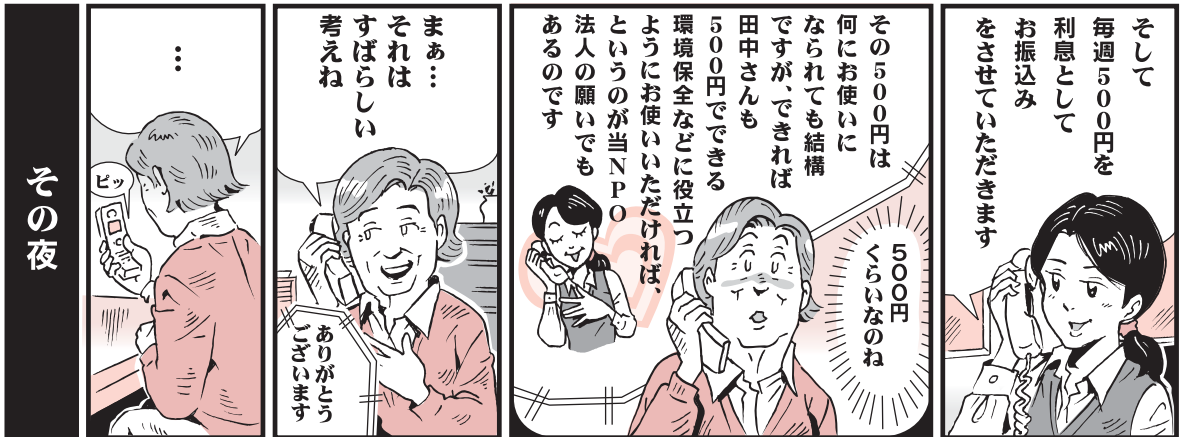
このように社債を発行、販売する会社の中には、その実態が非常に怪しい場合もあります。いったんお金を預けてしまうと、次第に、あるいは突然その会社とは連絡不能になり、あなたが投資した元本がまったく戻ってこないという事態が実際に起こっているのです。

ポイント

社債＝企業が多数の投資家から

直接資金を調達する際の「借用証書」

そもそも社債とは何でしょうか。簡単に言うと、企業などが、銀行からの借入れではなく、多数の投資家から直接資金を調達するときに発行する、いわば「借用証書」です。発行体(社債を発行する企業など)は期日までに元本を返済し、期間中に一定の利子を支払うことを約束しています。



※「株式転換可能社債」という社債はありません

その条件は発行するときに決められます。社債の発行体が約束通り利息を払ったり、元本を返してくれるかどうかが問題です。発行体の経営状態はしっかりとチェックしましょう。

ポイント2

社債を売ることができるのは?

社債の売買の取引は、社債を発行している当該企業を除くと、金融商品取引法の規程により、登録を受けた証券会社などの「金融商品取引業者」が行います。今回のマンガのようなケースのNPO法人などがほかの企業の社債を売買することはできません。

もし社債の売買の取引で証券会社などの「金融商品取引業者」ではない先から連絡があったら要注意です。

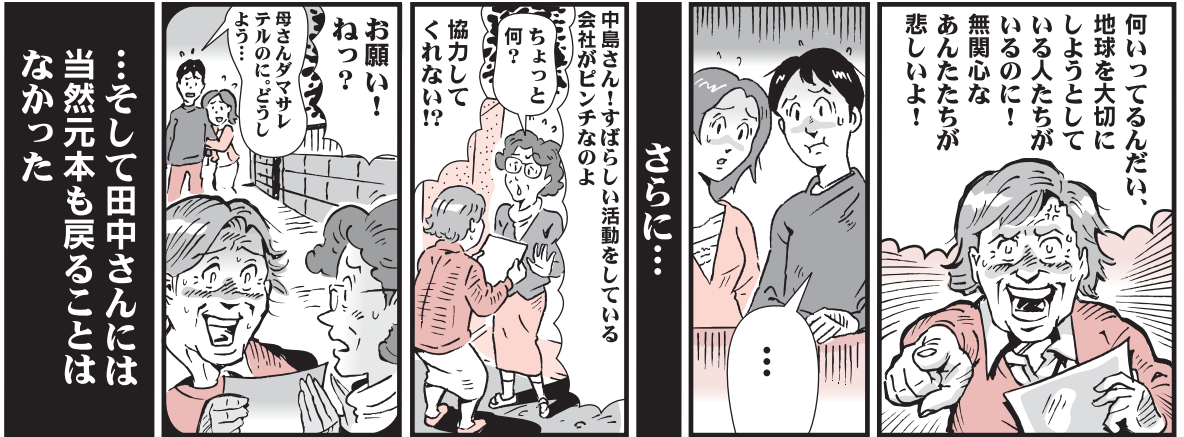
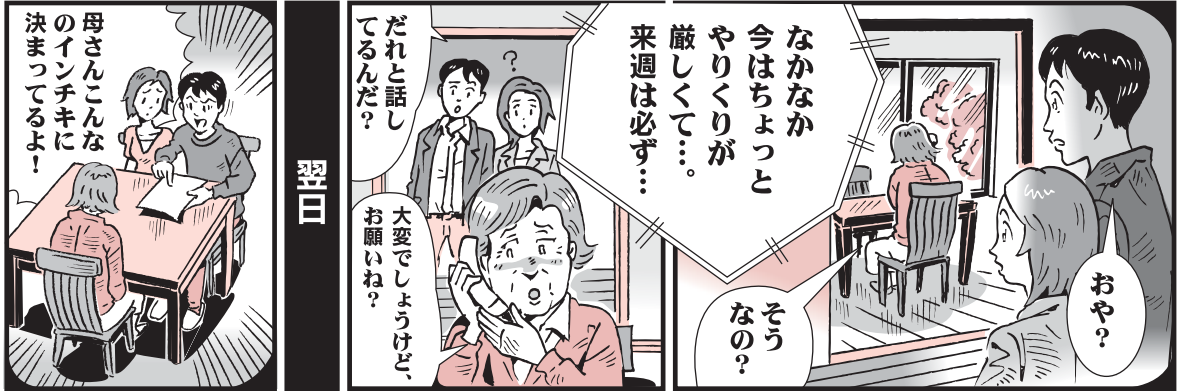
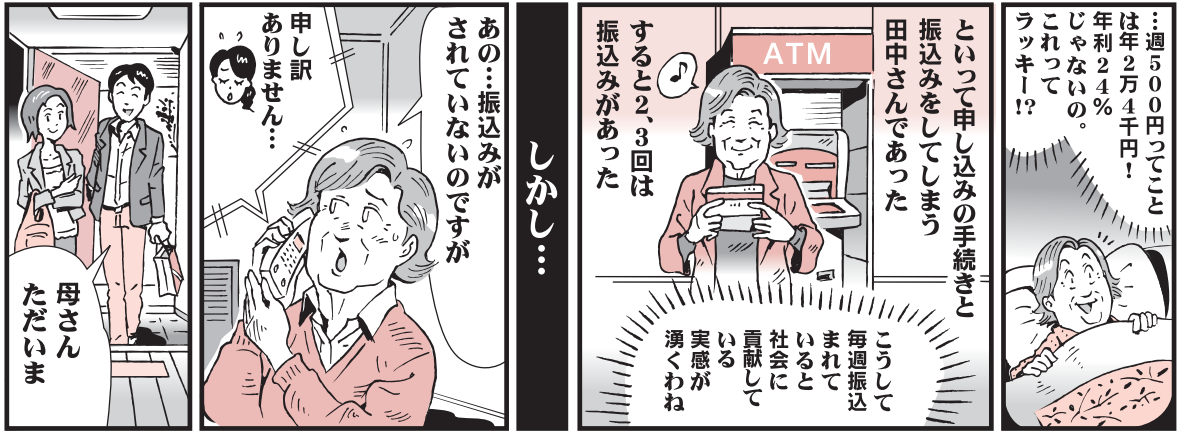
ポイント3

相手のプライドをくすぶる「社会貢献活動」への誘い

今回のマンガでは「元本保証」「実は高金利」といったアピールのほかに「環境問題に取り組む企業の支援を通じて社会に貢献できる」など、その人の自尊心をくすぐるセールストークを用いたケースを紹介しました。だましのテクニックもさまざまです。

(注) 一回に受け取る額が少額なだけ。実際には超高金利で不自然な怪しい仕組み

今回のマンガでは毎週500円の利息ですが、これを年利に換算すれば24%と極めて高い



この物語はフィクションです

ポイント4
詐欺にあったことを認めようとするケースも...
 「自分はよいことをしているのだから」といって、詐欺に引つかかったことを本人が認めようとしないうことがあります。また「仲間づくり」のために熱心に知り合いを勧誘するなどして、結果的に人間関係を壊す場合もあります。もし、あなたや身近な人がこのような取引の勧誘を受けた場合は、慎重に検討しましょう。
 また被害にあったと分かったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。

【相談先】
 社債取引詐欺の被害に遭われた方、または不審に思った方は、地元の消費生活センターや警察、弁護士などに相談しましょう。